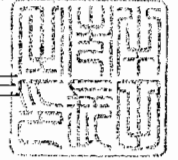


（請求者）
榑原悟志様

（実施機関）
半田市長 榑原伊三



半田市情報公開可否決定通知書

あなたから請求のあった情報の閲覧等につきましては、半田市情報公開条例第9条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 請求のあった情報

受付年月日 平成18年6月16日（郵送受付）

情 報 成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書
① 平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等
② 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書
③ 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績（件数及び費用）を記した文書

2 可否の決定内容

否（公文書不存在）

3 指定期日及び場所

指定期日 _____
場 所 _____

4 否とした場合の理由

別紙理由書のとおり

5 備 考

- （1） この通知による処分について不服がある場合は、当該決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に当該申立てをすることができます。
- （2） この通知による処分の取消しの訴えは、当該決定があつたことを知つた日又はその不服申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、半田市を被告として提起することができます。

(情報公開可否決定通知書別紙)

情報公開非公開等理由書

文書名	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書 ①平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。 ②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書。 ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績(件数及び費用)を記した文書。
決定内容	上記の文書につきましては、下記の理由により (<u>全部否</u> ・ 一部否 ・ 一時否) とします。
根拠条文	1. 半田市情報公開条例第6条第 項第 号に該当するため。 ② 半田市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書が存在しないため。
その理由	①について 要綱、内規の制定がないため ②について 予算措置がないため ③について 平成17年度中の審判請求及び制度利用がないため